

新居浜工業高等専門学校図書館文献複写規程

平成4年5月1日規則第6号

第1条 新居浜工業高等専門学校図書館が受託する文献複写は、平成11年3月31日付け文学情第239号文部省学術国際局長・文部省大臣官房会計課長通知「国立大学等図書館の文献複写について」に基づき、国立大学等間において予算の振替を行うもの及び本校の学科等の依頼でその経費を移算するものを除き、この規程の定めるところによる。

第2条 前条の文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り受託することができる。

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ別紙様式による文献複写申込書を図書館長に提出し、その承認を得なければならない。

第4条 前条の承認を得た者は、文献複写料金を前納しなければならない。ただし、文献複写料金の徴収猶予を許可された者及び国費支弁のものについては、この限りでない。

2 一旦納付した料金は、いかなる理由があっても、還付しない。

第5条 前条第1項に規定する文献複写料金の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

第6条 文献複写料金は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年11月9日から施行する。

別表（第6条関係）

文献複写料金表

複写の種別	規格	単位	文献複写料金	
			校内者の場合	校外者の場合
電子複写方式	A3判（A3判以下の用紙を使用する場合を含む。）	1枚につき	20円	35円

備考

- 1 複写料金のほか、送料は文献複写の依頼者において実費を負担するものとする。
- 2 この表中「校内者の場合」とは、本校教職員及び学生から、私費支弁により文献複写を受託する場合とする。

文 献 複 写 申 込 書

整理番号		図書館長		図書係長		担当者	
------	--	------	--	------	--	-----	--

申 込 者	所属機関・職名 (学科・学年)		申 込 年 月 日	年 月 日	
	住 所 電 話 番 号		支払区分	校費・私費・科研費 その他()	
	氏 名	印	複写種別	電子複写	
新居浜工業高等専門学校図書館長 殿 下記のとおり申し込めます。 なお、著作権に関する一切の責任は申込 者が負います。			受 付 年 月 日		
			複写実施 年 月 日		
誌(書)名・巻号・頁・出版年・著者名・ 論文名			債権発生 年 月 日		
			料金納付 年 月 日		
			引渡・発 送年月日		
料 金 計 算					
		種別	単価	数量	金額
		電子 複写	20 円	枚	円
			35 円	枚	円
記入上の注意 ① 申込者は太枠のところのみ記入してくだ さい。 ② 書誌事項は正確に記入してください。 ③ 料金徴収猶予の許可を受けている場合 は、下記に許可番号を記入すること。 〔文献複写料金徴収猶予許可番号第 号〕			送 料		円
			合 計		円
			債権金額		円

備考 校外からの申込みにかかる様式については、この限りでない。